



山
災
害
編

《目次》

第1章 地域防災計画（火山災害編）の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の前提	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の習熟	2
第4節 計画の修正	2
第2章 小平市の概況と被害想定	3
第1節 小平市の概況	3
1. 地勢	3
2. 気象	3
第2節 富士山の現況と被害想定	3
1. 富士山の概要	3
2. 富士山の活動史	3
3. 噴火による被害想定	4
第3章 災害予防計画	5
第1節 各防災機関の予防業務と役割	5
1. 市及び関係機関による予防業務	5
第2節 市民等の防災行動力の向上	5
1. 災害に強い社会づくり	6
2. 避難行動要支援者の安全確保	6
第4章 災害応急・復旧対策	7
第1節 応急活動体制	7
1. 小平市の活動体制	7
2. 各課の分掌事務	7
第2節 情報の収集・伝達	8
1. 防災機関相互の情報通信連絡体制	8
2. 噴火警報等の発表	9
3. 火山（降灰）情報の伝達	10
第3節 応援協力・派遣要請	13
第4節 警備・交通規制	13
1. 警備活動等	13
2. 交通規制	14
第5節 避難	14
1. 避難誘導	14
2. 避難所の開設・管理運営	14
3. 防疫	14

4.	動物救護	15
第6節	救援・救護.....	15
1.	救助・救急	15
2.	医療救護	15
第7節	交通機関の応急・復旧対策.....	15
1.	道路復旧	15
2.	鉄道復旧	16
第8節	ライフライン等の応急・復旧対策.....	16
1.	水道施設	16
2.	下水道施設	16
3.	電気・ガス・通信施設	18
第9節	宅地等の降灰対策.....	18
1.	宅地等の降灰除去	18
2.	農業施設の降灰除去	18
第10節	火山灰の収集及び処分.....	19
第11節	その他の応急対策活動.....	19

第1章 地域防災計画（火山災害編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき小平市防災会議が策定する計画である。

その目的は、富士山で大規模な噴火が発生した場合に、噴き上げられた火山灰が、気象状況によっては本市にも、2～10cm程度降灰する可能性があることから、降灰対策の推進を目的とし、市、東京都、防災機関等がとるべき対応を定めるものである。

2. 計画の前提

平成12年10月から12月まで及び平成13年4月から5月までの間に富士山で低周波地震が急増したことについて、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範囲かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあり、市の地域においても、降灰の被害が予想されるため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

また、平成21年2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第2節 計画の構成

この計画は、市及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1章 地域防災計画（火山災害編）の概要	○計画の目的及び前提、計画の構成 等
第2章 小平市の概況と被害想定	○小平市の概況、富士山の現況と被害想定
第3章 災害予防計画	○各防災機関の予防業務と役割、市民等の防災行動力の向上
第4章 災害応急・復旧対策	○市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小平市防災会議に提出する。

第2章 小平市の概況と被害想定

第1節 小平市の概況

1. 地勢

震災編第1部第2章第1節1「地勢」を準用する。

2. 気象

震災編第1部第2章第1節2「気象」を準用する。

第2節 富士山の現況と被害想定

1. 富士山の概要

富士山は、日本に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。

山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

富士山山頂火口から小平市までの距離は、約79kmとなっている。

2. 富士山の活動史

2-1. 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火では、1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

図表1 歴史資料上の噴火

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年 (天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800~802年 (延暦19~21年)	大量の降灰、噴石	延暦噴火
864~866年 (貞観6~7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観噴火
937年(承平7年)	噴火	
999年(長保元年)	噴火	
1033年(長元6年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083年(永保3年)	爆発的な噴火	

年)		
1511年(永正8年)	噴火	
1560年(永録3年)	噴火	
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永噴火

2-2. 最近の活動

平成12年10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3. 噴火による被害想定

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

小平市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

図表 2 噴火による被害想定

	内容	
噴火の規模	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農産業・商工業・観光業への被害	

第3章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務と役割

1. 市及び関係機関による予防業務

1-1. 小平市が取り組む予防業務の内容

図表 3 小平市が取り組む予防業務の内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害対策本部体制の整備に関する事 ◆ 防災情報の収集体制の整備に関する事 ◆ 防災訓練に関する事 ◆ 避難体制の整備に関する事

1-2. 指定公共機関が取り組む予防業務の内容

図表 4 指定公共機関が取り組む予防業務の内容

関係機関	内容
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	◆ 通信施設の防災構造化及び復旧に関する事
KDDI	◆ 固定電話、携帯電話、IP通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関する事
ソフトバンク	◆ 通信施設の防災構造化及び復旧に関する事
JR東日本	◆ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関する事
東京電力 パワーグリッド	◆ 電力施設の防災構造化及び復旧に関する事

1-3. 指定地方公共機関が取り組む予防業務の内容

図表 5 指定地方公共機関が取り組む予防業務の内容

関係機関	内容
西武鉄道	◆ 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関する事

第2節 市民等の防災行動力の向上

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいことから、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携や支援を通して、個人と組織、団体と団体などの繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要である。

1. 災害に強い社会づくり

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに行政、事業所、市民、自主防災組織、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

1-1. 市民等の役割

図表 6 市民等が取り組む予防業務の内容

主体	内容
市民 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃から報道機関、市、都を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。 ◆ マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。 ◆ 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 ◆ 降灰が心配される場合は、市、都、国がインターネットや携帯電話等で配信する、降灰予報等の情報を確認する。 ◆ 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。 ◆ 自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 ◆ 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。 ◆ 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者登録名簿」への登録、個別避難計画の作成及び避難支援等関係者への事前提供について同意しておく。

1-2. 自主防災組織等の強化

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策2「地域による共助の推進」に準ずる。

1-3. 事業所防災体制の強化

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策4「事業所による自助・共助の強化」に準ずる。

1-4. ボランティアとの連携

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策5「ボランティアとの連携」に準ずる。

1-5. 市民・行政・事業所等の連携

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策6「市民・行政・事業所等の連携」に準ずる。

2. 避難行動要支援者の安全確保

震災編第Ⅱ部第9章第3節予防対策1-2「避難行動要支援者対策」に準ずる。

第4章 災害応急・復旧対策

第1節 応急活動体制

富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は次の取組を実施する。

1. 小平市の活動体制

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

図表 7 小平市の活動体制の内容

◆	市長が必要であると認められた時は、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
◆	災害対策本部の組織、設置又は廃止、運用、職員の配備態勢については、震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1「初動態勢」に準じた体制を確立し、状況に応じて柔軟に対応する。
◆	市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
◆	夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制の確保に努める。

2. 各課の分掌事務

震災編第Ⅱ部第1章第2節3「各課の分掌事務」に準じた対応を行うほか、次のとおりとする。

図表 8 小平市各課の分掌事務

部	部長（副部長）	班	班長	班員	分掌事務
災対地域振興部	地域振興部長（文化スポーツ担当部長）	産業班	産業振興課長	産業振興課	1 農業に係る降灰対策に関すること
災対環境部	環境部長	環境衛生班	環境政策課長	環境政策課、資源循環課、水と緑と公園課	1 火山灰の処理に関すること

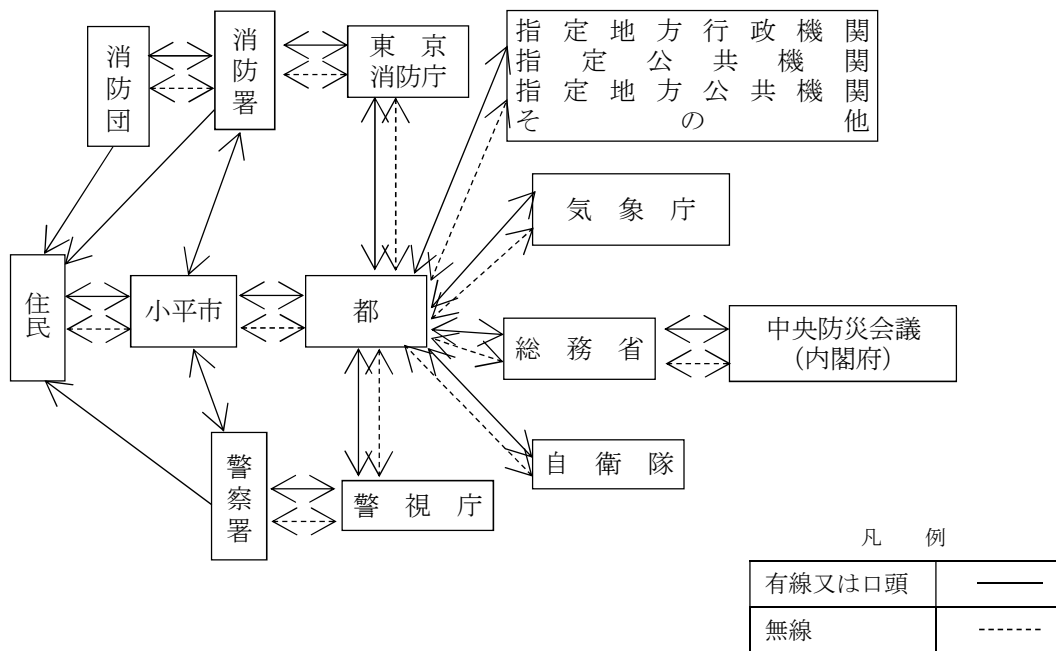
第2節 情報の収集・伝達

富士山が噴火し、降灰による被害が発生する場合において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要があることから、次の取組を実施する。

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制

富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次の連絡体制をとり、迅速かつ的確な情報収集にあたる。

図表 9 富士山噴火降灰対策における通信連絡の系統図



図表 10 小平市及び関係機関が行う情報通信連絡体制の確保の内容

関係機関	内容
小平市 (本部班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都防災行政無線等を活用して、都和情報連絡を行う。 ◆ 市地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、各機関、都、市内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡体制を整備し、災害時の情報連絡体制を確保する。 ◆ 災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、関係機関の協力を確保する。 ◆ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、N T T及び各施設管理者の協力を確保する。 ◆ 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡体制を確保する。

警 視 庁 小 平 警 察 署	◆ 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、方面本部、警備本部及び関係機関と情報連絡を行う。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	◆ 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、警防本部及び関係機関と情報連絡を行う。

2. 噴火警報等の発表

2-1. 噴火警報等の種類と発表

図表 11 噴火警報等の種類

	内容
噴 火 警 報	気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。 なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
噴 火 予 報	気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表する。 噴火予報の発表により、噴火警報は解除される。
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲及び住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものであり、噴火警報又は噴火予報に含めて発表する。

図表 12 噴火警報レベル表（噴火警戒レベル導入火山）

予報 警報	対象範囲を 付した警報 の名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）
	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴 火 予 報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。

2-2. 降灰予報

図表 13 降灰予報の種類

	内容
降灰予報 (定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 ◆ 噴火の発表に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ◆ 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速 報)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ◆ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳 細)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 ◆ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20~30分程度で発表 ◆ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を区市町村を明示して提供

図表 14 降灰量階級及び厚さ

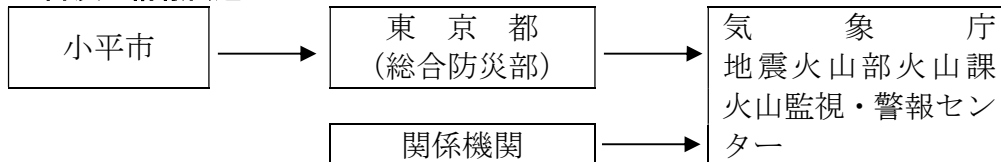
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0. 1 mm以上 1 mm未満
少量	0. 1 mm未満

3. 火山(降灰)情報の伝達

3-1. 降灰情報の伝達

降灰の状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

図表 15 降灰の情報伝達



図表 16 小平市が行う情報伝達の内容

関係機関	内容
小平市 (本部班、 調査班、 調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内に降灰を確認又は降灰の情報を得た場合若しくは都・国より調査の依頼があった場合には、降灰調査を実施する。 ◆ 降灰調査の結果を都総合防災部に報告する。

<p>《降灰調査箇所》 原則として市庁舎とする。ただし、市内において特に降灰の厚さが高い箇所がある場合については別に調査するものとする。</p> <p>《降灰調査項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰の有無及び堆積の状況 ・ 時刻及び降灰の強さ ・ 構成粒子の大きさ ・ 構成粒子の種類及び特徴等※ ・ 堆積物の採取 ・ 写真撮影 ・ 降灰量及び降灰の厚さ※ <p>(※可能な場合)</p> <p>《降灰の強さ》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">階 級</th> <th>解 説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>降っているのがようやくわかる程度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)</p>		階 級	解 説	1	降っているのがようやくわかる程度	2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度	3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度
階 級	解 説								
1	降っているのがようやくわかる程度								
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度								
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度								

3-2. 被害状況等の調査報告

被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、火山災害の発生に際して、速やかに市内の被害状況及び所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、都防災行政無線等あらかじめ定められた伝達システムにより、都等に報告する。

図表 17 小平市、都関係機関が行う調査報告等の内容

関係機関	内容
小 平 市 (本 部 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火山活動による災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を、都に報告する。
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次の事項について情報収集し、警備本部に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、治安状況、救助及び部隊活動の状況 ・ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ・ 犯罪の防止に関する事項 ・ その他必要な事項
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次の事項について情報収集し、警防本部に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の積灰量 ・ 災害発生及び活動の状況 ・ 救急・救助発生状況及び活動の状況 ・ 避難の必要の有無及び医療機関受入体制 ・ その他消防活動上必要な事項 ◆ 車両等の給油施設等、石油類の危険物施設を有する事業所より、当該危険物施設の被害状況等を把握するとともに、災害

	<p>規模等により必要に応じて技術職員を派遣し、危険物施設について次の事項を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況 ・ 火災、危険物流出等二次災害発生危険の有無 ・ 点検及び応急措置の実施状況 ・ 施設再開時の点検及び改修状況
--	---

3-3. 市民等への情報の伝達

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターは、各都道府県から収集した降灰の情報を取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表するとともに、市、都及び関係防災機関に伝達される。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに市民等へ情報伝達を行う。

図表 18 小平市、関係機関が行う市民等への情報伝達の内容

関係機関	内容
小 平 市 (本 部 班 、 広 報 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体、重要な施設の管理者等に通報するとともに、自主防災組織や関係機関等の協力を得て市民に周知する。 ◆ 降灰により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに関係機関と密接な連携のもと、必要な広報を行う。 <p>《火山噴火時の広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の規模及び状況 ・ 避難場所の所在地 ・ 避難誘導路の周知 ・ その他必要な事項 <p>《被災者に対する広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報 ・ 食料、物資の配給状況 ・ 医療機関の診療状況 ・ デマ情報の防止 ・ 通信及び交通機関の復旧状況 ・ その他必要な事項
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁、その他関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市民等に周知する。 ◆ 降灰により災害が発生したときは、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山の活動状況 ・ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 ・ 交通規制の状況 ・ 犯罪の防止に関する事項 ・ その他必要な事項
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係機関等と連携を図り、市民等に周知する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰等に関する重要な情報について、警防本部へ報告する。 ◆ 降灰による災害が発生したときは、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策 ・ 降灰による健康被害防止 ・ 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 ・ その他必要な事項 ◆ 広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ及びSNSを活用して行う。
--	--

第3節 応援協力・派遣要請

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策4「応援協定・派遣要請」に準ずる。

第4節 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

1. 警備活動等

図表 19 警視庁小平警察署が行う警備活動等の内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《警備活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ◆ 警備活動は、おおむね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害実態の把握及び各種情報の収集 ・ 交通規制 ・ 被災者の救出救助及び避難誘導 ・ 行方不明者の捜索及び調査 ・ 遺体の調査等及び検視 ・ 公共の安全と秩序の維持 <p>《警戒区域の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。 <p>《市に対する協力》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合におい

	<p>ても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ◆ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 <p>《装備資器材の調達及び備蓄》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 装備資器材を保有しておく。 ◆ 災害発生時に不足する装備資器材については、別途、関係部隊等の応援及び民間業者の借り上げにより調達する。
--	--

2. 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

図表 20 警視庁小平警察署が行う交通規制等の内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《交通情報の収集と交通統制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰の範囲や規模等、具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を警備本部に報告する。 <p>《交通規制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域的に降灰による被害発生時には、交通部長の決定に基づき必要な措置を講ずる。 ◆ 危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第5節 避難

1. 避難誘導

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策1「避難誘導」に準ずる。

2. 避難所の開設・管理運営

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策2「避難所の開設・管理運営」に準ずる。

3. 防疫

震災編第Ⅱ部第7章第3節復旧対策1「防疫体制の確立」に準ずる。

4. 動物救護

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策4「動物救護」に準ずる。

第6節 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救助、医療救護活動を実施する。

1. 救助・救急

図表 21 小平市、関係機関が行う救助・救護の内容

関係機関	内容
小平市 (本部班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助・救急業務の実施にあたり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携を図る。 ◆ 市長は、被害その他の状況により、必要があると認めた場合は、都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所又は医療機関に引継ぐ。 ◆ 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。 ◆ 関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救助に万全を期する。
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害に対応した救助・救急資器材等を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ◆ 救助・救急活動に当たっては、市、医療機関、東京DMAT等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ◆ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

2. 医療救護

震災編第Ⅱ部第7章第3節応急対策1「初動医療体制等の構築」及び応急対策2「医薬品・医療資器材の供給」に準ずる。

第7節 交通機関の応急・復旧対策

1. 道路復旧

図表 22 小平市が行う道路復旧の内容

関係機関	内容
小平市 (道路復旧班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰の堆積により、道路交通に支障となる場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、協定締結協力機関と連携し、小平市緊急道路障害物除去路線や市の管理する主要な道路の降灰の除去を行い、順次道路復旧を図る。

2. 鉄道復旧

図表 23 関係機関が行う鉄道復旧の内容

関係機関	内容
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	◆ 降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第8節 ライフライン等の応急・復旧対策

水道、電気、電話等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。

1. 水道施設

図表 24 水道の応急・復旧対策に関して東京都水道局立川給水管理事務所が取り組む内容

関係機関	内容
東京都水道局立川 給水管理事務所	<p>《応急対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貯水施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。 ◆ 浄水施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈でん汚泥の堆積、ろ過閉塞等の水処理への不具合が生じないように薬品の適切注入、沈でん池清掃及びろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。 ・ 浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する。 <p>《復旧対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄水施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

2. 下水道施設

図表 25 下水道の応急・復旧対策に関して都下水道局、小平市が取り組む内容

関係機関	内容
------	----

<p>東京都 下水道局</p>	<p>《応急・復旧措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰時には、汚水及び雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。 ◆ 下水道施設の降灰被害の状況に応じ、職員の配置を行い迅速に対応する。 ◆ 応急・復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体等と連携して対処する。 <p>《施設・箇所別の対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 管きよ等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管きよ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きよ内清掃等必要な措置を講じる。 ・ 工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。 ◆ 水再生センター・ポンプ所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。 ・ 停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。 ・ 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。 ・ 建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。 <p>《復旧計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。 ◆ 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、樹・取付管の復旧を行う。
<p>小平市 (下水復旧班)</p>	<p>《応急措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰時には、汚水及び雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。 ◆ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては箇所、程度に応じて応急措置を実施する。 ◆ 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体等と連携して対処する。 <p>《管きよ等の対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 管きよ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きよ内清掃等必要な措置を講じる。 ◆ 工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。 <p>《管きよ等の復旧》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 汚水及び雨水の流下に支障のないよう迅速に急措置を講ずるとともに、被害状況に応じて復旧の目標をたてて復旧にあたる。 <p>《復旧体制に係る応援要請》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 下水道の復旧体制が、市の対応力では十分でない認められ

	る場合は、必要に応じて都下水道局に技術支援の応援を求める。
--	-------------------------------

3. 電気・ガス・通信施設

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策5「電気・ガス・通信の応急対策」及び復旧対策5「電気・ガス・通信の復旧対策」に準ずる。

第9節 宅地等の降灰対策

1. 宅地等の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、市民では対応が困難な対策については、市が協力する。

図表 26 宅地等の降灰除去に関して小平市及び関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (本部班、 財政班、 調査班、 調査協力班、 環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰予報及びその他火山情報の把握 ・ 宅地の降灰運搬 ・ 収集した降灰の処分 ・ 測定 ・ 被害の調査及び被害額の算定・報告
東京都 都市整備局	◆ 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	◆ 市及び都からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

2. 農業施設の降灰除去

降灰により、農作物及び温室、ビニールハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の対策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的に必要となる。

図表 27 農業施設の降灰除去に関して小平市及び関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (産業班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 降灰予報やその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ◆ 関係機関と連携し、土壌改良の指導及び代替作物の選定 ◆ 除灰作業の指導 ◆ 農業団体との連絡

東京都 産業労働局	◆ 農家及び農業団体の指導
関東農政局	◆ 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策（土壌、農作物、施設等）を指導するとともに、被害の状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第10節 火山灰の収集及び処分

図表 28 火山灰の収集に関して市民等による応急対策の内容

主体	内容
市民 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。 ◆ 火山灰は、他の廃棄物とは分別し、飛散しないように努める。 ◆ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬は、各施設管理者が行う。

図表 29 火山灰の運搬・処分にに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宅地等に降った火山灰の運搬を行う。 ◆ 火山灰の運搬は、他の廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 ◆ 火山灰の処分については、広域的な処分を含め、都や関係機関と連携して実施する。 ◆ 火山灰の一時集積場所が必要となった場合には、震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策7「ごみ処理」に準じて、一時集積場所を選定する。

第11節 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、震災編及び風水害編に準じて行う。